

特集 子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ

おとな・子ども関係ない!!

知ろう！聴こう！伝えよう！

みんなが未来の主人公

三田 和子 (子どもの権利条約フォーラム in とちぎ事務局長)



2018年11月3日・4日栃木県足利市におきまして、「子どもの権利条約フォーラム 2018in とちぎ」を開催いたしました。2日間で全国各地から延べ450人のみなさまにご参加いただきました。

昨年9月に準備会を立ち上げ4月に実行委員会を設立。実行委員40名子ども実行委員15名で準備を進めてまいりました。

今フォーラムのキャッチコピーおとな・子ども関係ない!!「知ろう！

聴こう！伝えよう！みんなが未来の主人公」です。このキャッチコピーは子ども実行委員会のワークショップの中で考えられました。子どもたちは人の意見を批判せず、コラボレートすることで自分たちの意見がキャッチコピーとしてまとまっていく事の心地よさを感じたそうです。話し合うことがこんなに楽しいとは思わなかったとその日のアンケートに書かれていました。

フォーラム全体をふりかえる時、子ども実行委員会がいつの間にかフォー

NEWS LETTER No.134 CONTENTS

特集：子どもの権利条約フォーラム 2018 in とちぎ

おとな・子ども関係ない!!

「知ろう！聴こう！伝えよう！みんなが未来の主人公」……………1

基調講演 「子どもが生きる力」を守る ～子どもの貧困と子どもの権利～
庄保共子さん（こどもの里代表）…………… 2

分科会から

市民がつくる子どもの権利条例分科会（分科会 P-10）…………… 3

防災共育ワークショップに参加して（分科会 A-12）……………4

国連・子どもの権利委員会報告審査（分科会 A-7）…………… 5

町営フリースペース「ひよこの家」の“日常”…………… 6

プレフォーラムから

DV被害女性と子どもへの長期的包括的支援…………… 7

相談から家庭支援まで切れ目のない子ども支援…………… 8

行き場のない子どもを支え続ける…………… 9

参加した子どもの声……………10

子どもの権利条約フォーラム 2019 in 東京に向けて……………10

子どもの権利条約フォーラムの残したものを引き継ぐもの(4)

子どもの権利条約フォーラム 2009 in とやま……………11

本の紹介……………12

『児童相談所改革と協働の道のり—子どもの権利を中心とした福岡市モデル』

ラムの主軸を創ってくれていたことに気が付きます。また子ども実行委員会はファシリテーターの伊熊公一さん（23歳）をはじめ昨年のフォーラム in 信州に参加した加賀美百香さん（19歳）とそしてキックオフミーティングで高校生のまちづくりについて報告してくれた相馬偉同さん（19歳）たち若者の果たした役割は大きく、栃木県内（上三川町、鹿沼市、小山市、栃木市、足利市）から集まり初めて顔を合わせた15名の子どもたちは回を重ねるごとに仲間になりました。そして話し合いを楽しみながら、オープニング・交流会、分科会の企画を考えていきました。十分な準備時間がとれない中ではありましたが、当日いきいきと自分たちの役割を果たし企画を実現していたと思います。

一日目全体会は大坂釜ヶ崎にあるこどもの里のドキュメンタリー映画「さとにきたらええやん」の上映会、子ども実行委員会によるオープニングセレモニー。続いて映画の舞台「こどもの里」の理事長をされている荘保共子さんをお招きしての講演会。「子どもが生きる力」を守る～子どもの貧困と権利について学びました。そして子ども実行委員会企画の交流会では子どもとおとな100名が交流しました。2日目は21の分科会において、子どもの権利条約の基礎講座や子どもを取り巻く現状や課題についても報告がなされ、課題解決に向けて話し合いが行われました。そして最後のエンディングでは子ども実行委員会でファシリテーターを務めてくれた伊熊公一さんによる子どもとおとなと一緒に振り返るワークショップでフォーラムを締めくくりました。子ども実行委員会の子どもたちはそれぞれのグループに入ってグループのファシリテーターの役割を担ってくれました。伊熊さんは後日このワークショップを次のように振り返りました。

『今回、子どもたちが率先して、おとなと共にワークショップの中で「受け

止めることの大切さ」を伝えてくれる存在であったかと思います。

そして、2日間のおとなたちの「学び」を子どもたちの側面に立って理解することを子どもたちの「存在」が支援してくれたのではないかと推察しております。

子どもたちの想いに、たった1分、されど1分。しっかり向き合うというプロセスを作ったのがエンディングでもありました。この1分さえも、日常の中で奪われている子どもは少なくないのだと思います。「おとなにはなしを聴いてほしい」オープニングの歌詞の一文です。子どもたちが話し合うことを「楽しい」と感じた背景には実は、そういった、話す場や受け止めてもらえる場が少ないという社会の現状があることも忘れてはならないのだと思います。

だからこそ、その1分。この1分がすごく大切なのだと思います。批判せず、只、聴く。只、待つということ。そして、そのおとなが前に居ることを知ってもらうことが』

知ろう！聴こう！伝えよう！みんなが未来の主人公のキャッチコピーそのものだったと思います。

子ども実行委員会は12月16日に、実行委員会は12月24日にフォーラムの実行委員会としては最後の集まりとなりますが、せっかく出合って繋がってフォーラムへ向かってきましたので「これから」を考える集まりにしたいと思います。

フォーラムのアンケートの感想に『子どもたちが幸せに暮らせる社会を作っていく事に興味がある人が集まる場にふさわしい場だと思いました』と書かれていました。やってよかったと心の底から思いました。

みなさま本当にありがとうございました。

基調講演

「子どもが生きる力」を守る ～子どもの貧困と子どもの権利～

しょうほ ともこ
荘保 共子さん（こどもの里代表）

〇はじめに

「こどもの里」の映画や冊子に登場する子どもたちの、愛くるしく少しはにかんだ表情には、なつかしさを覚えます。かなり前の学校にはまだこんな子どもたちがいたと思うからです。「しんごさを背負いながらも一生懸命生きる」健気さが胸に迫ります。

その子どもたちを見守る荘保さんにも懐かしさを覚えます。昔はこんな笑顔の「おばちゃん」がいました。半世紀にわたる荘保さんの実践と理論は、柔軟かつ剛健なものでした。

以下、荘保さんの講演要旨です。

〇だれが教えたのでもない、子どもが持っている「内なる力」＝「生きる力」それが人権

1903年、神戸の博覧会に来る明治天皇の目に触れてはいけないという国策により、木賃宿を追い払われ、1万人の人たちが集められたという釜ヶ崎。1970年、あふれかえるおとなたちの中で遊び回っている、居場所のない子どもたちに勉強を教えるボランティアから、22歳の荘保さんの活動は

子どもの権利条約 第134号・2018年12月15日

スタートしました。

弟妹の手を引き、赤ん坊を背負ってやってくる小学校1年から3年の子どもたち。おむつを替え、ミルクを飲ませながら遊ぶ子どもたちを目の当たりにして、荘保さんは「誰が来てもいいよ」と門戸を広げます。朝出かけてすぐにもどって来てしまう仕事にあふれたお父さん、パチンコですったお父さんを怒鳴るお母さんなどを、「ごっこ遊び」で演じる子どもの姿から、日銭で暮らす不安定な生活が見えてきます。遠足の日にお弁当を作るお金がないことを知って、腹痛のせいにして休んでしまう子どもの優しさ。何があっても自分の親を慕う健気さ。子どもたちの一生懸命生きる力に荘保さんは感動し、子どもの暮らしに深く関わっていきます。

〇「おかあちゃん、がんばろうね」の声かけから、「よく生きてきたね」の声かけに

1977年に開設した学童保育は、1980年「こどもの里」と改称され、荘保さんの活動は遊び場から相談・生活の場として広がっていきます。既婚者同士の結婚や外国人の親ゆえの戸籍のない子、思春期に非行に走り

家出をくり返す子、電気も水道も止められた家で暮らす子、性被害に遭った子。知れば知るほど、子どもたちが起こす「異常な反応」は、実は「正常な反応」であることを痛感します。そして幼いときに受けた「不適切な待遇」はおとなになっても、母になってもトラウマを抱えてしまう。結果、親子して「こどもの里」に戻ってくるという断ち切りがたい連鎖等々。さまざまなケースに出会う中、荘保さんは声かけが変わったと言います。「頑張ろうね」から、「よく生きてきたね」と。

〇「私が見ているものは一人。その一人を守ることしか考えていない」

1982年、日雇いのおじさんが中高生に殺された事件に荘保さんは衝撃を受けます。

子どもたちは「ヘド口を取り除く作業をする土方のおっちゃんを総理大臣よりエライ」と言い、半面「だけどとてもはずかしかった」と言います。ヘド口の臭いが服にしみついて、電車の中で乗客が遠巻きにしたからです。総理大

臣よりエライおっちゃんが差別されていることに疑問を抱く子どもたちに、学習が必要だと考えます。

「こどもの里」の5つの理念、①だれもが利用できる場、②安心な場、③子どもの夜回り等の学習の場、④相談の場、そして⑤生活の場、があるのはそのためです。

荘保さんの釜が崎での活動は、「こどもの里」からファミリーホーム、緊急一時避難所、自立生活援助ホームと広がりながら、さらに西成区一帯の活動に拡大しています。

荘保さんは言います。子ども食堂も勉強会も流行っているけれど、本当に子どもに必要なのは、地域の中に家族ぐるみで抱えていく場があることだと。そして大きく広がりを見せる活動の中で、あえて一言こう結びました。「私が見ているものは一人。その一人を守ることしか考えてない」と。

(子どもの権利条約ネットワーク事務局 ^{またようこ} 喜多陽子)

分科会の活動から

2日目(11月4日)の分科会は、午前中12分科会、午後13分科会、合計25分科会に分かれて活発な議論が交わされました。子どもの権利条約ネットワークは、「子どもの権利条約入門ワークショップ～子どもの“けんり”について～」と「国連・子どもの権利委員会による日本審査(報告・意見交換)」の2分科会を企画運営しました。

このコーナーでは、以下、3つの分科会を紹介していきたいと思います。

(編集部)

市民がつくる子どもの権利条例

分科会
P-10

よしだ ゆういちろう
吉田 祐一郎

子どもの権利条約フォーラム 2018in とちぎ副実行委員長
あしかが子どものえがおネット 副会長

今回の子どもの権利条約フォーラムでは、「市民による子どもの権利条例づくり」をテーマとして、分科会のひとつを開催しました。

この分科会が開かれた経緯について説明します。フォーラムが開催された栃木県内では、4つの自治体において子どもの権利条例がすでに制定されています。フォーラムの開催地である足利市は、2010年3月に策定された足利市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)において「こどもの権利条例の制定」が打ち出されました(現時点では条例未制定)。この流れもあり、市民レベルにおける子どもの権利条例の制定推進や、子どもの権利保障に関する各種事業(学習会・ワークショップ等の開催など)を行うことを目的に、子ども支援関係者や大学教員、市議会議員、市民などが集い、民間組織の「あしかが子どもの権利ネット」(2012年に「あしかが子どものえがおネット」に改称、以下「ネット」)が2010年8月に設置されました。そしてこれまでネットの関係者ととともに、2012年に足利市内で発生した中学3年生の就労死亡事故を受けて2013年に結成された「足利市第三者調査委員会報告書を読む会」(座長:喜多明人さん)の関係者の合同で「足利市子どもの権利条例市民案」を検討してきたことから、今回の分科会ではこの条例文案の公開と、足利市と同様に各地で民間により子どもの権利条例を検討する

ところが広がってきていることから、その状況の発表や意見交換を行うことをねらいとして企画しました。

この分科会では発表者として、荒牧重人さん(子どもの権利条約ネットワーク代表、山梨学院大学教授)と、浜田進二さん(子どもの権利条約総合研究所副代表)と、当方の3名が担当しました。

まず、荒牧さんから「子ども(の権利)条例をめぐる状況と展望」と題して、なぜ子どもの権利という視点が大切であるのかということや、子どもの権利条約の意義の解説と、子どもにやさしいまち・コミュニティづくりについての論点整理が行われました。この話題の中で、子どもに関する条例づくりにおいて、社会の変化などにより子どもたちを取り巻く環境が悲惨であるから条例が必要といってもうまくいかず、もっと子どもたちの状況を良くしたいということを取り口にして、子どもたちがよりよく生きるための基礎にする条例が求められることが重要であると示されました。また、子どもに関する条例づくりを進めた先行自治体の様子から、条例は制定を目的とするのではなく、条例制定後に条例が効果的に運用されるようにすることが大切であり、条例の施行を見通することの必要性が指摘されました。

次いで当方より、「『足利市子どもの権利条例市民案』の公表について」と題して、これまでの足利市における子どもの権利条例づくりについての展開

と市民案としての条例文案の公表、今後の取り組みに向けた展望と課題について発表しました。そして先の荒牧さんの発題を踏まえて、市民による条例案として大切にしてきたポイントと、子ども・保護者・子ども支援者の支援を含めた条例文案を作成したことを説明した上で、市民による条例案の到達点と課題点、具体的な条例の文案などについて参加者と意見交換を行いました。

次に浜田さんから「関西での子ども条例づくりの連続講座の取り組み」と題して発表されました。大阪では2016年に子どもの権利条約フォーラムが開催されたことも受け、子どもの権利保障の重要性について認識が広がっています。特に、最近では大阪市西成区の民間団体などが子ども条例づくりについて取り組むとともに、条例づくりを進めるための連続講座が進められています。この連続講座では、自分のまちで人をどのように巻き込みながら進めていくのかということに参加者一人ひとりが考えるためのワークとして、毎回必ず「パブリック・ナラティブ」が取り組まれており、分科会でワークの実演が行われました。

今回の分科会には、全国各地の自治体議会の議員、行政職員、子

ども支援や地域支援団体の関係者、研究者など計15名が参加し、それぞれの自治体での取り組みや課題などについて話し合われました。この分科会を踏まえて、今後も市民による子どもに関する条例づくりに関する取り組みが広がるなど、地域社会における子どもの権利の認識の拡大や、地域の枠を超えた同様の取り組みを関係者等とのネットワーク形成を進めることが期待されます。



防災共育ワークショップに参加して

分科会
A-12

文責 まきち なおと
菊池 直斗



本分科会では、足利市PTA・OB会の行っている具体的な活動内容に加え、「子ども参加型の防災共育」活動の柱となる3つの指針と事例紹介、そしてその中でどのように子どもの権利の視点が含まれているのか、という話を拝聴しました。特に「共創」、「共育」、「協働」という3つの活動の柱において、「共育」の面は子どもたち自身の意見や行動を尊重しながら、「おとなも一緒に育つ」という観点に従来の防災共育との大きな差を感じるとともに、重要な視点であることを再確認しました。一緒に育つ、という観点と参加型の学習という形態もさることながら、実際にワークショップの中で掲げている「3つの約束事」には「他人の意見を否定しない」というルールがあり、これはまさに言葉通り、子どもの権利条約の一般原則でもある第12条子どもの意見表明権を尊重するものです。ワークショップ全体の構成としても知識として必要な要素は提供しつつも、ケーススタディを通して、あくまで子どもたち自身がどう感じたのか、どう考えたのか、自分なら何ができるのだろうかなど主体性をもって取り組む形式となっており、この点に本活動の本質的な意味が現れているように感じました。また、子どもの権利の視点だけではなく、防災という視点からも「委員会

単位での役割分担」を行うことで避難所運営を行えるように、というお話や具体的な状況を想定したワークシートを使い、さまざまな意見を吸い出すなどで言語化すること取り組みについては実用性も高く、子どもたちにとっても身近に考えるきっかけとなるため、素晴らしいと思いました。今後の活動の広がりが今から楽しみです。

さて、分科会の概要としては先述の通りですが、私としては「共創」の段階でも、子どもたちに参加できる機会があったらよいのではないかと考えました。「参加型防災ワークショップ」を通して考えるきっかけを得た子どもたちに、今度はアウトプットの場を設けることで、より子ども目線に立ったワークショップが開催できるようになるのではないかと思います。この機会を設けることで子どもたち自身への振り返りと同時に、ワークショップのさらなる進化を期待できると思います。また、ワークショップ後のフィードバックの手法として「感想文を書いてもらう」または「アンケートへの記入」を促すことは多いと思いますが、「子どもたちにとってよりよいワークショップを開催したい」という場合には子どもたち自身の生の意見が必要不可欠であると思います。生の意見とは、学校関係者のいない場で、言葉として発する意見です。感想文としてのフィードバックも、もちろん有意義な意見は出るかと思いますが、先生に「良い」「悪い」を判断される学校という特殊な空間においては、感想文やアンケートすら「正解」を想定して書くことは珍しくはないと思います。本音を話してくれる関係性の構築と共に、本音を聞かせてもらえる場づくりをし、そのうえで意見を出し合うことで、本ワークショップはより昇華するのではないかと、僭越ながら、感じました。

また、質の向上だけではなく、本取り組みは持続可能性を持たせつつ、横展開ができる仕組みを創り出す必要があるのではないかと思います。現在は足利市内にある10校の中学校を対象に活動されておりますが、現状はこの規模感で手いっぱいとのことでした。このままでは子どもの権利の視

点を取り入れた参加型の防災共育の広がりは残念ながら期待できないと感じています。

そこで、各学校や自治体にワークショップのノウハウを引き継ぎつつ、学校のイベントとして組み込めるような取り組みを進めていくことなどが必要になってくるのではないかと思います。現在ワークショップを主催しているメンバーのノウハウは開催場所に引継ぎ、別の新規の学校へ広めていくようなキャラバン活動を行いつつ、他のエリアでも同様の質で活動を行えるメンバーを集め、拡散していく動きが必要なのではないかと思います。

子どもの権利条約について、現在多くの場所で実践として様々な取り組みがなされている一方で、その浸透度はまだまだごく一部にとどまっている現状を考えると、学校の防災訓練というある程度の網羅性を持った場で、子どもの権利の視点を盛り込んだワークショップを開催することには大きな意味があると思います。子ども自身が子どもの権利について触れ、知ることが、将来的におとなが子どもの権利を理解することにつながるのではないのでしょうか。そのためにも、本ワークショップの取り組みをひとつのロールモデルとして、日本各地で、類似の活動が広まることを期待しています。

国連・子どもの権利委員会報告審査

分科会
A-7

ひらの ゆうじ
平野 裕二（子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議／NCRC 運営委員）

子どもの権利条約ネットワークが担当した分科会「国連・子どもの権利委員会による日本審査」では、2019年1月にジュネーブで行なわれる予定の、国連・子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回定期報告書審査について議論しました。報告者は平野が、コーディネーターは荒牧重人さん（山梨学院大学／NCRC 副代表）が務めました。

子どもの権利条約フォーラムでは、ここ数年は毎回このテーマで分科会を持ってきましたが、政府の報告書が期限（2016年5月21日）から1年ほど遅れて2017年6月末によく提出され、2018年2月には会期前作業部会（予備審査）が開かれて政府に対する事前質問事項（List of Issues）が作成されたことで、本審査および審査後のフォローアップについてある程度具体的なイメージを持ちながら議論できるようになったように思います。本審査の予定が2019年1月16日午後～17日午前（ジュネーブ時間）であることも、ちょうどフォーラム直前の11月2日に公表されました。

分科会では、国連・子どもの権利委員会と報告制度の概要、これまで3回行なわれてきた日本の報告書審査（1998年・2004年・2010年）の経緯、日本の第4回・第5回統合定期報告書が提出されて以降の動きと今後の予定などについて平野から報告したあと、短い時間ではありますが質疑応答・意見交換を行ないました。

参加者は10名程度のごじんまりした分科会でしたが、地元・栃木県はもちろん東京・埼玉の地方議会からも参加があるなど、地域で子どもたちが直面している現実を何とかするために条約と委員会の勧告を活用したいという意欲が感じられました。とくに課題として取り上げられたのは、子どもの権利条例や子どもオンブズパーソン等の整備を地方レベルで進めていくこと、人権教育・子どもの権利教育を推進していくことの必要性などです。

条約を積極的に活かし、子どもの権利を基盤とする（rights-based）子ども施策を展開していく姿勢が日本政府にほんとうかがえないなかで、地域・地方から実践を積み上げていくことは大切です。国連・子どもの権利委員会は、▽子どもの権利を保障するための包括的な法律、▽子どもの権利を基盤とする総合的な子ども政策、▽子どもオンブズパーソンのような独立の監視機関、▽子どもが権利の主体であるという子ども観を踏まえた広報・研修の強化、▽子どもの意見表明・参加の保障の推進など、これまでの審査で勧告してきた措置を1月の審査でも

あらためて日本政府に促す見込みですが、政府・国会に対して委員会の勧告を国レベルで実施するよう引き続き強く求めていく一方、地方での取り組みでも委員会の勧告を積極的に活かしていく必要があります。

なお、委員会の事前質問事項に対する政府の文書回答は、可能であれば10月15日までに提出することを求められていましたが、フォーラム開催時点では未提出だったため、その内容に触れることはできません。11月27日（ジュネーブ時間）になって国連人権高等弁務官（OHCHR）のホームページで文書回答の英語版が公表されましたが、その内容は、依然として形式的なものに留まっています。子どもの権利に関する包括的な法律を制定する計画は「なし」、子どもの権利に関する独立の監視機関については「議論中」、包括的な差別禁止法については「憲法および各種法令で差別が禁止されているので必要なし」など、委員会との建設的対話を通じて日本における子どもの権利保障を向上させていこう姿勢はほぼまったくかがえません。子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議では、政府の文書回答も踏まえ、委員会にあらためて追加情報を提出する予定です。なお、文書回答の日本語版は本稿執筆時点（12月10日午前9時）で外務省のホームページにはまだ掲載されていませんが、近いうちに掲載されると思われます。

日本の報告書の本審査は、前述のように2019年1月16日午後～17日午前に行なわれます。審査の様子は、国連の動画中継サイト <http://webtv.un.org/live/> で、リアルタイム中継およびアーカイブ動画で見る事が可能です（日本時間では16日午後11時～午前2時／17日午後5時～8時）。

委員会による総括所見は、会期終了後の2月6日～7日ぐらいに先行未編集版（advanced unedited version）として公表される見込みです。公表されたら連絡会議として速やかに日本語訳を作成し、普及とフォローアップに努めています。来年のフォーラムでは、委員会による勧告の実現に向けた議論をしたいと思います。



撮影：
林大介さん

町営フリースペース「ひよこの家」の“日常”

よしむら すみこ
芳村 寿美子（高根沢町教育相談員）

* 卒業生、宗俊さんとの対談は次号掲載予定（編集部）

ひよこの家で教育相談員をしております芳村と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

みんなの居場所であるひよこの家。ひよこの家は現在築 105 年の古
民家を利用させていただいております。ひよこの家は、中に入りますと広い
土間があるんです。そして、薪ストーブが入口のところがありまして、そして
その土間を上がると囲炉裏があります。そんな田舎のおばあちゃん家に行
ったことを思い出させるような安心できる場所です。学校だけが学びの場
ではなく、学校以外の学べる場となるためには何が必要なかということ
を 16, 7 年前に考え、そして 15 年前に実際に町に作られたと言うこと
です。ひよこの家とは、子ども達が安心して心を休ませ、自分らしい自分
を発見し自立していくための居場所と位置付けます。

それでは、ひよこの家の活動の様子をお伝えします。ひよこの家の前身
として適応指導教室があったんですが、そこは体育館の場所だったので不
特定多数のいろんな人と顔を合わせてしまうので、通える子はほんの一
握りの一人か二人だったんですね。そして、ひよこの家に場所を移してから
は子どもたちは安心して過ごせるようになったものですから、子ども達も安
心して長い時間、居られるようになりました。

また開所当時、みんなお弁当でした。お弁当でひよこの家にかよって食
べるんですけどその中に一人、生活保護受給家庭の子どもがいてお弁当
をもってこれない子がいたんです。当時のスタッフやボランティアの人が、そ
の子のためにお昼もってこれないの知っているの、持ってきてたんですね。
でもその子は絶対に口をつけなかったんですね。それでもその子は長く居た
いと思って、2 時くらいまで飲まず食わずでひよこの家にいたんです。そうし
たら一人、学校教育課のその時の主管が、その方が彼にご飯を食べさせ
る方法はないかということを考えて下さって、給食が来ればいいんじゃない
かと提案してくれたんです。ただ、いろんな法律や衛生上問題いろいろあ

りましたので、そこも柔軟に考えて下さり、みなさんを説得して、近くの北高
根沢中学校の一教室の位置付けでひよこの家に給食を運んで下さるよう
になりました。それで学校給食の提供が 11 月から始まりました。

この給食が来るということは、大きな 3 つの意味合いがありました。

1 つめには、保護者の方が朝お弁当を作らなくて、ちょっとほっとしたって
いうところ。

2 つめには、子どもたちがそれぞれバラバラで食べてたってさっき言いま
したが、一堂に会することによってコミュニケーションが苦手な子どもたちが同じもの
を食べることによってそこで会話が生まれ、人間関係が作られるようにな
ってきました。食べ物の力、それから給食の力って大きいなというふうに感じま
した。

さらにですね、3 つめの一番大きな意味合いというのは、町から一人の中
学生として認めてもらえた、社会的に認めてもらえたということがすごく安心
感を持つことができたというお母さんたちの声ですね、これは本当に大き
かったなと思います。

ひよこがスタートしたころはちょうど不登校の子は、っていうことで、社会的
な事件が結構あった時期だったんですね。たとえばいうなら長崎のバスジャ
ックとか、いろんな事件があったときで、不登校の子たちは何か事件を起
こすんじゃないかっていう、怖いっていう思いを周囲の方々が持ってしまうとい
うことから、このひよこの家に町の町長が来ることによって、やることによって、
周りの方に安心感を持っていただく、町民の方に理解をしてもらおうとい
う、そういった大きな目的もあり、そしてまた子どもたちにも炭焼きを体験さ
せてあげようというそういった目的で、とても心を砕いて、時間と労力を惜し
まずにかけて下さっていた時期だったなっていうふうに思います。

プレフォーラムから

DV 被害女性と子どもへの長期的包括的支援

認定 NPO 法人サバイバルネット・ライフ 理事長 なかむら ひさよ 仲村 久代さん

小山市で DV 被害女性と子どもへの長期的包括的支援をしていま
す。子ども虐待と、女性の貧困については、活動を始めた 20 数年前か
ら、看過できない問題と認識していました。平成 24 年、小山市子ども課

に「貧困家庭の子どもの支援」の必要性を当該課長に訴えるも、「当市
に貧困の子どもは一人もいない」との回答を得ました。平成 26 年 5 月、
下野新聞に「子どもの貧困」についての連載で小山市の貧困家庭の兄

妹の記事が掲載されたことをきっかけに、小山市要保護児童生活応援事業を受託し、同年7月から、放課後居場所を開始しています。

<貧困と虐待の子どもへの支援>

小山市要支援児童生活応援事業の「貧困と虐待の子どもへの支援」は対象が貧困や虐待問題のある子ども(小1～中3)です。内容は、月火木金に現在12名の子どもが利用していますが、食事の提供、入浴、学習支援、保護者の相談など多岐に渡ります。通常放課後、子どもの自宅にスタッフが迎えに行き、居場所で入浴、食事、宿題などの学習支援、それから靴や体操着や衣類の洗濯などをして、19時過ぎに自宅に送り届けます。長期休みの時は13時から18時となっています。

現在の子どもたちの問題はとて深刻です。

- ・家族構成員から暴力、暴言を受けている。
- ・貧困状態にある(経済的、関係性、愛情、経験、保護、しつけなど)
- ・十分な食事が与えられない。
- ・夜間徘徊、万引きをしてしまう。
- ・季節にそぐわない服装や汚い衣服を着用している。不潔で異臭がする。
- ・遅刻、欠席、不登校が多い。
- ・夜間、日中子どもだけで過ごしている。
- ・家に帰りがたらない。
- ・未処置の虫歯がある。(デンタルネグレクト)、病気でも病院に連れていけない。(医療ネグレクト)
- ・性行為を目撃している。
- ・保護者が収監されている。
- ・肥満や極度にやせている。

<多くの困難をかかえる養育者>

養育者も多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

- ・貧困(経済的貧困、関係性の貧困)状態にある。
- ・依存問題(パチンコ、アルコールなど)がある。
- ・精神疾患及び病気を持っている。
- ・多子であったり若年出産している。
- ・収監されている。
- ・子どもへの無関心関心、子どもの健康状態に無関心。医療ネグレクトが見られる。
- ・子どもを放置したまま外出、家に帰ってこない。
- ・被暴力(性暴力を含む)被害体験がある。
- ・夜間就労している。
- ・家族構成メンバーに暴力的な人がいる。

ある子どもは冬でもビーチサンダルしかなく靴を持っていませんでした。自分の足のサイズを知らない子どももいるのです。白いスニーカーをあげたら、4月に中学生になる姉にあげていました。その後、黒い靴をあげたら、弟がぶかぶかの黒い靴を履いていました。子どものやさしさが悲しいです。姉に、中学校入学式前日に制服を届けました。弟は、小学校入学して2週間、ランドセル無しで通学していました。

卵1パック買うにも夫の承認が必要な母親は、子どもを守ることが難しいのです。子どもを病院に連れていくこともなく、「だいじょうぶ」という母親の横で子どもは「お父さんを殺したい」と、鬼気迫る様子でつぶやいています。

祖父の刑務所出所におびえ、保護を求めたが保護されませんでした。出所後は日常的に暴力、暴言にさらされています。それでも中学校の担任は、虐待ではないというのです。

ヤングケアラーという言葉をご存知ですか？家事(食事の支度、洗濯)だけでなく母親の情緒面のサポートもしている子どもがいます。母は、ホテルの清掃で子どもは満足な食事がとれておらず兄から日常的な暴力を受けている子どもがいます。

<子どもの貧困・ひとり親(母子)家庭の貧困のなかで>

- ・日本の子どもの7人に一人が貧困という現実
- ・「見えない貧困」というけれど・・・
- ・自己責任で済まされるのか
- ・社会的問題の放置は、行政と社会のネグレクト

子どもに問題があるのではありません。問題が子どもの周りにあるのです。その問題を地域や行政、人々をつなぐ架け橋にして解決しましょう。

子どもの7人に1人が貧困状態にあり、その8割以上が母子家庭です。母子家庭の平均就労収入は年間181万円。働いても貧困から抜け出せないのが現状です。経済的にも健康面でも厳しい状況にある母親の陰に子どもがいます。子どもの貧困と、女性の貧困は結びついており背景にはDVや社会のあり方に問題があります。それらを自己責任で済まされるのでしょうか。

DVは女性と子どもに対する重大な人権侵害であり、児童虐待に当たります。暴力は、子どもの健康な育ちを阻害し、生涯にわたり悪影響を与える許されない行為です。それを防ぐためには、負の連鎖を断ち切らなければなりません。子ども虐待の加害者は、保護者であることは言うまでもありませんが、近くで見ても見ぬふりしている社会的問題の放置は地域や行政のネグレクトでもあると考えます。誰もが「生まれてきてよかった」「私はこの世で、たった一人の大切な人間だ」と思える社会になるよう、共にできることから行動したいです。



相談から家庭支援まで切れ目のない子ども支援

—だいじょうぶの活動から

認定 NPO 法人だいじょうぶ 理事長 ^{はたけやま ゆみ} 畠山 由美さん

「だいじょうぶ」という団体は子どもへの虐待をなくすために早期発見・早期介入に向けて、相談から家庭支援まで切れ目のない活動をしています。子どもへの虐待は子どもの人権を守ることに直結します。特に「守られる権利」を行政だけでなく周りのおとながどう意識するか、それが求められているのではないのでしょうか。

【2004 年小山市の虐待死亡事件が発端】

2004 年に栃木県小山市というところで虐待死亡事件があったんです。オレンジボン運動の発祥なんですけど、その事件をきっかけに日光市の市民団体が虐待のことをもうちょっと学んでいこう、子どもの虐待って日光市でもあるのかなってということで勉強会が開かれて、そこで日光市の、自然豊かで本当に平和なところなんですけど、あるんだよという現実に向き合わされて、特に日光市には児童養護施設もないし、ですから本当にお母さんが疲れ果てたときも子どもを預かる施設がなかったんですね。それなので、そのときに、いまがその時かなと里親登録をし、そして子どもを一時保護できるような団体にしていこうということで立ち上げのメンバーに加わったんですね。

最初はやはり、電話相談窓口を開かないとどこに困っているお母さんがいるか、SOS を出したい子どもがいるか分からないので、そういう相談の窓口を設置しました。それから自宅を使って一時的に子どもを預かるショートステイ事業ですとか、県の委託を受けての一時保護できるような機能を同時に始めましたね。ある母子家庭なんですけどお子さんが 4 人いらして、その中には障害を持ったお子さんが 2 人もいらっしゃるという、本当に大変なシングルマザーだったんです。借りていた借家をゴミ屋敷状態にしてしまって大家さんから追い出されてしまったというご家庭を受け入れました。話を聞いてみるとこのお母さん自身も、幼い頃に親御さんが離婚してしまってほとんど放置されて育ったということで、衣食住のこと等何も教えられないまま大きくなってしまったんですね。そういう家庭にはまず、私の家にいる間に、ごはんの作り方とかカレーライスとかそういったとにかく 1 鍋でできるようなものを教えたり、あとはアパートをみつけてとにかく地域の中で自立できるように、毎日ゴミ出し分別とか教えて、子どもの見方とか、本当に毎日のようにスタッフで保護して、家庭生活を普通に維持できるようになるまで支援を続けました。

【おばあちゃん家のような居場所】

最初の支援から、家庭訪問をして家事や育児のお手伝いをするということはやっていたんですけど、なかなかお家に人を受け入れてくれる方ばかりではなくて、そういうご家庭のお子さんっていうのは、環境は全然改善されずに、そこで暮らさなければならぬので、居場所を作っちゃおうということで今現在 2 か所運営してるんですけど、スタッフが学校にお迎えにいき、居場所に連れてきて、おやつを食べさせたり宿題をみたりして、夕食を食べさせてお風呂にいれて、着てるものを洗濯して家に送り届けるっていうような、本当におばあちゃん家のような居場所の活動をしています。それが Your Place ひだまりという活動です。

電話相談では、子育てに疲れたお母さんは継続的に電話をしてくるんで子どもの権利条約 第 134 号・2018 年 12 月 15 日

すが、最近の傾向としては、貧困などのストレスから精神的に不安になってしまったり体調を崩したりと、そんなお母さんや、また、今日食べるものがないんですといった緊迫した切羽詰まった方からの電話も増えています。地区担当の相談員と一緒に家庭訪問したり、来所していただいて面接をします。その面接した内容によって毎週ひらいている会議の中で、この家庭がどうしたら地域の中で普通の暮らしができるだろうかということ話し合い、子どもの衣服がないみたいだから届けようとか、じゃあ病院に連れていったほうがいいんじゃないとか、1 週間に一度居場所のほうで子どもを預かることでお母さんが少し休息できるかなとか、あとは、これはちょっと一時保護が必要だろうということで、いろんな支援の内容を話し合っって具体的に決めます。もちろん一時保護となると児童相談所の範疇になるんですね。それはもちろん、子どもの命に危険が迫っている場合、虐待のリスクが高まっている時ですね。あとはお母さんが一生懸命やっているんだけど疲弊してこれ以上がんばらせたらお母さんもがんばってるのに加害者になっちゃうよと、そんな心配がある場合もそうです。あとは中学生以上のお子さんになると自分の意思で家に帰りたくないということで施設に来たいというふうに言ってくる場合もあるんです。

ストレスがいっぱいいっぱいになったときに子どもにあたってしまふ行為が虐待なんですね。いろんな虐待したお母さんたちの話を聞きますと、叩く以外に殴る以外にそれ以外の子育ての方法を知らなかったっていう方も多いです。もちろん親からそういった厳しいしつけを受けていたりということもあるんで、これ以外の方法を知らないとか、なんとか子どもを良くしたいという思いから叩いてしまうというようなお母さんたちもいますね。虐待をする多くのお母さんたちは自分も虐待を受けて育ったり、しつけが厳しかったりして、自尊心が低い場合が多いんですね。ですからまずは自己肯定感を回復できるように、あなたは大切な存在だよということをしかりやります。そこで心の傷を回復していくという作業をして、そして体罰以外の育ての方法を学んでもらいます。親は子どもにとっては親なので、誰にも代われないので、やっぱりあなたはそこにいるだけで親としていてくれるだけでいいよと、できないところはいくらでも他人が関わられるよということで、そしてその子がその親御さんと一緒に寄り添いながら大きく成長できればなによりなので親支援を大切にしています。

親自身が抱える様々な問題が、子どもに対する暴力へとつながります。私たちは「MY TREE ペアレント・プログラム」という、虐待してしまう親のための回復プログラムも行っています。親を責めるだけでは虐待はなくなりません。なぜ虐待してしまうのかを親自身が知り、変わる必要があります。しかし、受講は親が希望する場合のみなので、今後は法的な義務付けが必要だと考えています。

今、悲惨なニュースのたびに心を痛める人が大勢います。みんなで周りの子どもの様子に関心を持ち、親へも手を差し伸べ、現状を変えたいと思います。児童相談所の責任を問うだけでなく、人員や制度を整えたり、子どもを一時保護できる場所をもっと確保するなど、国が考えなければならぬ問題も多く残されていると思います。

行き場のない子どもを支え続ける

ほし としひこ
星 俊彦 (青少年の自立を支える会代表)

社会人として自立するまでの子ども時代を、多くの子どもたちは家庭で過ごします。家庭崩壊や虐待を受けて、それができない子どもたちは児童養護施設で過ごすが、高校に進学できなければ無理にでも自立しなければならないのです。彼らの心の傷を癒し、人間関係を作り直すとともに、社会に出てからの心の拠り所を提供し、自立への支援を行うことを目的に平成9年に自立援助ホーム「星の家」を開設しました。その後ファミリーホーム「はなの家」、子どもの居場所「月の家」を開設して、頼ることのできるおとなのいない子どもたちの居場所を作っています。子どもたちは現行の福祉制度では解決できません。誰かがどこかでやらなければならないのです。

児童養護施設に勤務していて「何か問題があれば相談に乗る」と施設を卒業する子どもに電話番号を教えたところ、すぐに連絡がありました。仕事を突然辞め、一文無しで住む所すらない卒業生に仕事が見つかるまでの約束で居候を許したが、「星さんのところに行けば住まわせてくれる」と子どもたちの間で噂となり、次から次から居候の受け入れが続いたんですね。やがて今度は女子が「妊娠しちゃって墮胎することもできない」と訪ねてきました。行き場の無い子どもたちの訪問は今でも絶えません。

「個人的なやる気だけでは支えられない」と支援者を募り、自立援助ホームを作るために平成8年、青少年の自立を支える会を発足しました。

星の家は、一緒に暮らすこと、普通の生活の中で、社会に出た時、変な人と思われぬように常識的な感覚で関わっていく。「とんでもない家庭に育ったり、施設の中で十把一絡げに育てられた子というのは、普通のスキルが身に付いていない」。それがつまづきの原因になってしまうのです。「過酷な環境の中で傷ついた子どもたちは、ホッとできる環境に来たら『良かった、じゃあ前に進もう』にはならない。今まで得られなかった幸せを

求め」退行する場合が多く、精神的に不安定になり、暴れたり、飛び出したり、自傷行為をするなど感情のコントロールができない子がいます。そういう子一人ひとりと向き合い、共に乗り越え、時には振り回されたりしながら子どもたちと付き合い、少しずつ信頼関係を築き、絆を持つことが大切なんです。また、子どもたちには自尊の感情を育み、大切な存在という自分を自覚してほしいと常に思っています。

また、ホームで心の傷を癒やし、無事に仕事や家庭を持てた子もいるが、逆にどうにもならない子もいるのも事実です。リストカットや薬の過剰服用、無断外泊、犯罪を繰り返す子の多くが、幼い頃から凄惨な暴力にさらされてきたり、児童養護施設での暮らしで十分な愛情を受けられていません。子どもの頃に魂を殺されているのです。一緒に生きてもがき、少しずつ関わりを持てるようにするしかありません。

虐待問題は、こうした子どもたちの幼い頃の実験であると同時に、親になった後に繰り返される問題でもあります。子どもたちを虐待し傷害容疑で逮捕された女性もいます。その子どもたちは今児童養護施設で暮らしています。親を責めてもどうにもならない場合もあるわけで、心の傷を放置されたまま親になった子もあり、その支援も必要です。一人で夜出歩く子、洗濯してない服を着ている子、異変に気づいたら一声掛け、気にかけることが子どもを支える。親を責めるだけでなく、そういう雰囲気社会で少しずつ育てばいいと思います。

星の家では半年から1年で働いてお金を貯めてアパートへ引っ越すことが表面的な流れですが、本質はそこにあるのではなく、一緒に暮らす間に築いた信頼をテコに、ホームを出た後も一緒に生きていくことです。私たちは長い付き合いとしてみえています。彼らにしてみれば、一生抱えていかなければならない。一人で抱えられないときには、だれかが支えてあげる。『大丈夫だよ』って言ってくれる人がいれば前へ進んでいけることを伝えていきたいです。支援に終わりはないですね。

参加した子どもの声

子どもの権利条約フォーラム 2018in とちぎに参加して

フォーラムに参加する前は、「難しい話を聞くのかな」「面倒くさいな」と思っていました。会場についてみると、いろんな屋台があってみんな笑顔になってきてリラックスができました。

開会式の後、とちぎの人に誘われて交流会の準備をしました。最初の30分くらいは小ホールに僕たちだけでほっとかれて不安でした。ゲームもなく、話のネタもつきて、ひまがたつかった。でも、とちぎの子ども実行委員がやってきて、その中に親が大阪生まれの人がいて、大阪気質でのりがよか



った。隊長から「仮装しておとなをだまして」と言われ、仕事をもらえてうれしかった。

交流会が始まって熱唱が最高潮！！いっぱい食べました。(メロンも)焼きそばにじゃがいもが入っていてビックリ！

セミナーハウスで泊まりました。他の県から来ている子どもたちと「ウノ」で遊んで楽しかった。お風呂は超熱かった。部屋は安心して眠れました。朝ご飯は美味しかった。

分科会は A-6「子どもの権利条約・入門ワークショップ～子どもの“けんり”について～」に出ました。子どもは僕たち4人だけ。おとなは3人でした。

初めに紙を4つに分けて、3つは本当の事、1つはうその事を書いて自己紹介をしました。子どもが一人写っている白黒写真を渡されて、①性別②年齢③ここはどこか？④なぜここにいるのか？を考えました。

それから黄緑のポストイットに、この子が欲しい物 水色のポストイットには、して欲しい事、ピンクのポストイットに、して欲しくない事を、書き出しました。この子の性別（女6人、男1人）年齢や場所や何故ここにいるかはみんなバラバラに考えたのに、ポストイットに書かれた言葉は家族、友達、遊び、自由、安心、お金など同じものが多かった。先生の南雲さんから「これらが子どもの権利なんだ」と言われました。マラさんの写真を見せて「マラさんは、子どもの権利で行動した人だけど、『みんなマラさんのようになりなさい』というのは違う。『人と同じじゃダメ』というのも違う。『自分は自分』だよ」と言われました。僕たちは「自分らしく生きる」「自分の道を

行く」「大切なものは多くない」などと思いました。

お昼ご飯は子ども食堂でカレーを食べました。少しからかったけど、とても美味しかった。とちぎの子ども実行委員が「年下の子は怒らない」と言ったので、わざとあおって怒らせようと思いました。相手はキレそうな寸前でした。ちよとやり過ぎたと思っています。そして富山に帰りました。

いつか富山でフォーラムができればいいな。やりたいな。と思っています。

とやま子どもの権利条約ネット子ども実行委員

金井陸、金井亮、老子巧真、尾谷旺星

*補注 実際にはあおった子どものほかに止めてくれていた子どももいたようで、事後に当事者間でも行き違いの調整の努力もされているようです（編集部）

子どもの権利条約フォーラム

2019 in 東京に向けて

～権利条約フォーラム2019は、2019年11月16日(土)・17日(日)に、東京で開催！！～

はやし だいすけ **林 大介（子どもの権利条約ネットワーク事務局長）**

1989年に国連で満場一致で採択され、1994年に日本政府の批准した「国連・子どもの権利条約」。来年の2019年は、国連採択30年、日本政府批准25年という節目の年です。

子どもの権利条約ネットワークは、1993年から毎年、「子どもの権利条約フォーラム」(以下、フォーラム)の実施を呼びかけ(当初は、国際子ども権利センターと共同呼びかけ)、現地実行委員会の協力のもと、全国各地でフォーラムを開催してきました。

フォーラムの趣旨・目的は、以下になります。

- (1)子どもの権利条約に関連した実践の交流
- (2)子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり
- (3)行政との建設的な対話
- (4)子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
- (5)子どもの権利条約の普及・広報

フォーラムの当初3年は東京での開催でしたが、4回目(1996年)の大阪、5回目(1997年)の神奈川県(川崎市)など、これまで18都府県で開催。26回にわたるフォーラムの実施・普及や子ども支援にとりくむ個人・NGO/NPOなど団体の交流、自治体との協力・連携をすすめてきました。

26回目となる今年(2018年)の「子どもの権利条約フォーラム2018inとちぎ」は、今号で特集をしていますように、栃木県足利市で開催となりました。

2019年は、国連採択30年、日本政府批准25年という節目の年であり、かつ、国連での日本政府報告審査(1月16日、17日)も行われます。また、統一地方選挙や参議院選挙など、日本の政治も動く年でもあります。

そこで、来年2019年のフォーラムは、東京で開催します。2019年の機会を活かし、子どもの権利についてより多くの人々が触れる機会を市民社会組織が協力して増大させ、「子どもの権利」保障の実現に向けて動くリーダーを増やし、「子どもの声」の可視化を目指します。

すでに年内から、子どもに関して活動している国内外のNPO/NGOによる準備会が始まっています。概要はまだ固まっていますが、まずは1月の国連審査の中継や4月22日(日本政府の批准日)の国会集会など、フォーラム2019に向けた準備に取り組んでいます。詳細が決まり次第、随時、皆様にお伝えいたします。

なお、フォーラムそのものは、11月に東京で開催しますが、ぜひ、皆様の地域でも、「国連採択30年、日本政府批准25年」を冠にした学習会、講演会、シンポジウムなどを実施してください。東京だけではなく、全国各地で、権利条約の普及・推進に取り組んでいきましょう！



子どもの権利条約フォーラム

2009in とやま

あけはし だいじ
明橋 大二

子どもの権利条約フォーラム 2009in とやま実行委員長
NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと理事長



2009 年は、富山県にて、北陸地方初の子どもの権利条約フォーラムが開催されました。

その端緒は、2003 年 4 月、旧

小杉町で小杉町子どもの権利条例が施行されたことに始まります。

同 6 月、NPO 法人子どもの権利支援センターぱれっとが NPO 認証を取得し、同 8 月、小杉町（現射水市）子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」が開所。行政、市民が協働し、子どもの権利を大切にすまづくりが始まりました。

この動きを県全体に広げようと、ぱれっとが中心となり準備委員会を立ち上げ、子どもの権利条約フォーラムを富山で開くことが決定されました。

国連採択 20 周年となる富山大会で、私達がテーマにしたことが三つあります。

一つは、子どもの権利条約につながる人の裾野をもっと広げること。私自身、心療内科医として、いじめや虐待、リストカットやひきこもり、家庭内暴力などに関わる中で、最後にたどりついたのが、自己肯定感の問題であり、子どもの権利条約でした。現場で子どもと関わる中で感じてきたことが、この条約にすべて書かれてあったと知った時の驚きと感動は、今も忘れることができません。子どもに関わるすべての人（親も祖父母も先生も施設職員も、行政も地域も NPO も）が規範にすべきものが、子どもの権利条約であり、今回のフォーラムには、今までこの条約をあまり知らなかった人にも参加してもらいたいと、子どもに関わる人すべてに参加を呼びかけました。

二つ目には、子どもの権利を保障するためには、おとなの権利が守られなければならない、ということです。子どもの権利に否定的なおとなの多くは、自分自身が権利を守られてこなかった人です。子ども支援と同時に、親支援も大切。その意味で、このフォーラムでは、子育て支援に関する分科会がいくつか設けられました。

三つ目は、今回、北陸ではじめての大会となることから、富山型サービスなど、富山ならではの取り組みを取り上げ、また北陸三県の諸団体にも声をかけ、北陸三県をまたぐネットワークにつながればと願いました。

さて、フォーラム開催にあたっての最大の課題は、何と言っても子ども実行委員の募集でした。子どもの権利というからには、子ども自身に主体的に関わってもらう必要があります。どう募集するか。学校推薦という方法もありましたが、多くの子どものこのイベントを知らせたいと、最終的に小学校 5 年生から高校 3 年生まで、県内のすべての子どもに、計 8 万枚の募集チ

ラシが届けられました。

果たして応募してくれるのか。固唾をのむ私たちの元に、一枚また一枚と、ファクスが届き、最終的に 51 人の子どもの応募があった時の感動は、今も忘れることができません。

集まった子どもたちは、最初こそ、おとなの様子をうかがうこともありました。本当に自分たちの意見が尊重される場所だと知るや、水を得た魚のように動き出しました。子どもたちが主催するいじめや親子関係の分科会など企画が次々と決定してゆきました。

2009 年 11 月 14、15 日、県内外からのベ千名が集まり、富山国際会議場で、フォーラムが開催されました。

基調講演は、エンパワメント・センターの森田ゆりさん。子どもの人権について、ゆったりとしたテンポで、子どもたちに語りかけるように話をされました。

そのあとのシンポジウムでは、森田ゆりさんと明橋がコーディネーターとして壇上に上がったのですが、明橋の司会では議論がうまく流れなかったため、急遽、子ども実行委員長に司会が交代となり、その見事な采配ぶりに、会場から驚きの声が上がりました。

交流会では、氷見の子どもたちによる伝統芸能「氷見網起し木遣り」が披露されたあと、15kg もあるというブリの解体ショーが行われ、皆、富山の海の幸を堪能しました。

翌日は、午前午後にわたり、18 の分科会が行われ、子どもの権利条約について、さまざまな角度から議論を深めました。子ども実行委員も、「いじめをなくそう」「おとなへの不満」「学校・家庭のこと」という三つのテーマの分科会を担当したほか、子どもの権利についての紙芝居を上演しました。

閉会挨拶で、子ども実行委員長の石崎仁珠さんが語った言葉が今も語り草となっています。

「私たちは伝えたいことがあって、ここに集まった。でも伝えたいことがあっても、聞いてくれるおとながいなければ、伝えることはできない。そういう意味で、今日ここに集まってくれた皆さんに感謝します。」

フォーラムが原点となり、その実行委員会を引き継ぎ形で、とやま子どもの権利条約ネットの活動が始まり、また、北陸 3 県の子ども支援のネットワーク、「親と子のリレーションシップほくりく」が生まれました。子どもの権利条約を大切にす子どもやおとなの輪が、さらに広がっていくことを願っています。



児童相談所改革と協働の道のり —子どもの権利を中心とした福岡市モデル

- 藤林 武史 編著
- 明石書店
- A5版 304ページ
- 2400円+税



目次

- 序章 児童相談所改革の道のり
- 第1章 児童相談所の虐待—「介入か支援か」論争に終止符を打つ
- 第2章 ツールとしての法律を使いこなす
- 第3章 子どもの長期入所からの脱却をめざして
—施設入退所調査に基づく家庭移行支援
- 第4章 里親養育・養子縁組の発展というストーリー
- 第5章 教育と福祉の協働を具体化するスクールソーシャルワーカー
- 第6章 インターフェースとしての少年サポートセンター
—「警察」と「児童相談所」の真の連携とは
- 第7章 日本の代替養育と福岡市の代替養育—「外側」からのまなざし
- 終章 出ガラバゴス記

2018年3月におきた東京都目黒区の子供虐待死事件の検証において、厚生労働省は虐待への対応や関係機関の引き継ぎが不十分であったと児童相談所の対応の問題点を指摘しました。また、東京都港区青山に児童相談所や母子生活支援施設の入った「(仮)子ども家庭総合生活支援センター」を設立することへの住民反対運動が起こるなど社会の児童相談所への関心は高まっています。

では、私たちは全国の児童相談所が虐待などの相談件数が年々増加している状況の中、子どもの最善の福祉のために、どのような業務に取組

み、その現場で何が課題となっているか知っているでしょうか。

本書は、虐待通告をうけた後リスクを見極めて子どもの保護も決める「介入」の部署と、その後の「支援」を担う部署を分離したことで注目されている福岡市児童相談所の14年間の改革と協働の道のりを所長で精神科医である藤林武史氏をはじめ、そこで働く児童福祉司などの現職員や元職員がテーマごとにまとめたものであり、児童相談所の業務の実際や、その課題を理解するためにとても参考になります。

内容は、まず序章で児童相談所改革の経緯が詳細に述べられます。中でも激務の中燃え尽きてしまう職員の問題、福祉専門職採用の効果、専門職集団となった行政機関が、保護者との対応重視から子どもの権利擁護を目的とした対応に変化していくまでの道のりは驚くことや学ぶことが多いです。1章では、児童福祉と無縁の職場から異動により児童福祉司となった職員の子どもの虐待対応の経験から、虐待について介入か支援ではなく児童相談所一極集中でない介入の仕組みづくりと体制整備の必要性について述べられています。2章では、児童相談所の常勤弁護士との活動の軌跡から法律というツールを用いて子どもたちの人権を擁護することが書かれています。3章、4章は社会的養護について施設養護から里親委託等の家庭養護への推進についての福岡市の取組みが説明されており、7章で福岡市児童相談所で半年間実習をした英国の大学院生が、外側の視点から日本と福岡市の代替的養育をみつめてガラバゴス化した日本の社会的養護について述べているのも興味深いです。また、5章では、教育と福祉の協働を具現化するためのスクールソーシャルワーカーの取組を、6章では警察と児童相談所の真の連携について書かれています。本書でとりあげられた多様なテーマをみると、児童相談所が子どもの権利を中心とした子どもの最善の福祉を実現するために、さまざまな職種が協働して子どもの問題にかかわることの重要性を感じることが出来ます。私も子どもにかかわる専門職として自治体に勤務していますが、子どもの最善のために他職種とともに子どもや家族と向かいあう意味をあらためて考えさせられる1冊であり、児童福祉関係者だけでなく子どもにかかわる全ての人にすすみたい1冊です。

なかがわ ともお
中川 友生 (早稲田大学大学院)

編集後記

子どもの権利条約ネットワークでは、設立(1991年)の2年後の1993年から、子どもの権利条約フォーラムと呼び掛けて、現地の子どもNPO、市民団体が事務局となり、毎年、条約採択月前後に開催してきました。今年で26年目となります。

当初は、子どもの権利実現、子ども支援活動についての実践交流が中心でしたが、しだいに、子どもの権利、条約の普及啓発を合わせて実現していく取組となっていったと思います。

そのような中で、NHKおはよう日本の全国ネットで、このフォーラムが紹介されたのはとてもうれしかったです。

今回のニュースレターは、子どもの権利条約フォーラム2018Inとちぎの特集です。

大竹さん、三田さんたち実行委員会の方々のご苦労に感謝します。

ところで今回のフォーラムは、全体的には、「子どもの居場所」をめぐる問題が中心を占めていたといえます。

特徴的だったのは、荘保共子さんの記念講演もそうですが、家庭に居場所のない子どもの問題が深刻になっていることです。従来は、学校に居場所のない子どもの「不登校」やフリースクール・フリースペースが話題になることが多かったのですが、それ以上に前者が深刻化しています。

子どもの貧困を背景として養育困難家庭の子どもへのサポートは待たなしの状況です。ただ、「見相は最終手段、その前に地域で何とかしなければ」と訴える荘保さんの言葉が心に響きました。子どもを支えていく地域の再生が大切だという実感をもつ貴重な集会でした(A/K)

「子どもの権利条約」No.134号 2018年12月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000円 学生 3000円
18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150

ゴドモノケンリジヨウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント